

就業規則作成研修会

を開催します！！

受講無料

労働契約法の施行により就業規則の整備はますます重要になっています。

従業員と会社とのトラブルを未然に防ぐためには、たとえ少人数の職場であっても、労働時間や賃金をはじめ、人事、服務規律などの労働条件や待遇の基準をはっきりと定め、労使間にトラブルが生じないように「就業規則」を整備しておくことが大切です。

また、就業規則は労働法の改正、経済労働環境の変化、社会の価値観の変化など、会社や事業、従業員の実態や成長に合わせて、適宜改正していく必要があります。

今回の研修会では…

- 就業規則を作成していない事業主の方や、法令改正に併せて就業規則の見直しをしたい事業主の方のために、就業規則作成の必要性、就業規則に必要な内容や抑えるべきポイント、注意点などについてご説明します。



- 日 時 平成 28 年 8 月 2 日 (火) 13:30～15:30
- 場 所 長崎県勤労福祉会館 4 階第 3 中会議室 (長崎市桜町 9-6)
- 講 師 きぼう社会保険労務士事務所
社会保険労務士 堀江 武志 氏
- 演 題 『会社のためになる、いまどきの就業規則』
- 対 象 者 事業主、労務管理担当者等
- 定 員 50 名
- 申込方法 裏面の申込書で、ファックスにてお申し込み下さい。
- 主 催 長崎県

◆申 込 期 限：平成 28 年 7 月 26 日 (火)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

◆申込・問合先：長崎県産業労働部雇用労働政策課

労政福祉班 森永 (長崎市江戸町 2-13)

T E L 095-895-2714 F A X 095-895-2582

「就業規則作成研修会」参加申込書

＜申込先＞ 長崎県産業労働部雇用労働政策課

FAX：095－895－2582

平成28年7月26日（火）×切

事業所名 または 団体名		
住 所	電話番号： ()	
参加者名	所属・役職	氏名

就業規則作成研修会

日時：平成28年8月2日（火）13：30～

場所：長崎県勤労福祉会館 4階第3中会議室

長崎市桜町9-6

(Tel 095－821－1456)